

令和2年5月11日

教職員各位

学長 石田 朋 靖

新型コロナウイルス蔓延を防ぐための教職員各自に求める対応について（その2）

このことについては、令和2年4月24日付けで依頼しているところですが、この度、厚生労働省で相談・受診の目安を見直したことに伴い、本学においても教職員各自に求める対応を下記のとおり見直しましたので、お知らせいたします。

記

1. 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合、若しくは、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が4日以上続く場合（基礎疾患等のある方は、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状がある場合）は、すぐに「帰国者・接触者相談センター」に相談するとともに、以下の①～⑤の内容を総務課労務・安全係宛てに電話又はメールで報告してください。
 - ① 報告日
 - ② 現在の状況
 - ③ 発熱等の風邪症状が現れた日
 - ④ 報告日前1ヵ月以内における海外渡航歴の有無（渡航歴がある場合はその期間、国名及び都市名）
 - ⑤ 症状等の現れた2日前から現在までの本学関係者との接触の状況「帰国者・接触者相談センター」に相談した結果、医療機関を受診した場合は、以下の⑥～⑧の内容を追加で総務課労務・安全係宛てに電話又はメールで報告してください。
 - ⑥ 医療機関受診日
 - ⑦ 受診医療機関名
 - ⑧ 今後の見通し等に係る医師、行政機関等の所見なお、これらの情報については、「国立大学法人宇都宮大学個人情報保護規程」に基づき、適正に管理します。
また、これらについては教職員の同居者についても同様に報告を求めます。
2. 発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録してください。
3. 発熱等の風邪症状が見られるときは、無理せず休暇を取得してください。
4. 石鹸やアルコール消毒液等による頻繁な手洗い、咳エチケット（咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえる）を徹底してください。
5. 3密（密閉空間、密集場所、密接場面）の回避を徹底するとともに、当面の間は、不要不急の外出避けてください。

（参考：帰国者・接触者相談センター）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html

※居住地の都道府県の相談センター等にご相談ください。

以上

【報告先：総務課労務担当 福島、田村】

mail：roumu@miya.jm.utsunomiya-u.ac.jp

電話：028-649-5031, 8171